

## 令和5年12月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和5年12月11日（月）  
開会：午前10時 閉会：午前10時35分
- 2 開催場所 災害対策本部室
- 3 会議次第
  - 11月定例会議事録承認
  - 教育長報告
  - 議案第45号 令和6年度大津市立小・中学校教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について
  - 議案第46号 令和6年度大津市幼稚園教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について
  - 議案第47号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第48号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の委嘱について
- 4 出席委員  
島崎教育長、壽委員、田村委員、周防委員、大西委員
- 5 事務局出席者  
高野教育部長、小島教育部次長、富永教育部次長、青山教育総務課長、土川同課長補佐、中川同課長補佐、駒井同課副参事、佐藤同課主事、杉江教職員室長、青木同室次長、東谷同室主任指導主事、上杉学校教育課長、沖本児童生徒支援課長、小西同課長補佐、藤原学校給食課長、足立生涯学習課長、野村人事課長、長堀幼保支援課長、堀井幼児教育指導監
- 6 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が12月定例会の開会を宣言

議題の公開／非公開 議案第48号について非公開とすることを決定

1 1月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○議案第45号 令和6年度大津市立小・中学校教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について

【説明】

○杉江教職員室長 令和6年度大津市立小・中学校教職員人事異動に関する基本方針を定めることについて、教育委員会を開く時間がなく教育長が臨時に代理したため、委員会の承認を求めるものである。

「人事異動に関する基本方針」は、市立小・中学校の県費負担教職員の人事異動に際して、各校長が次年度に向けた学校経営構想を持ち、その実現に向けて内申を行うため、大津市教育委員会として基本方針を定めるものである。

基本方針は、次代を生き抜く子どもたちには「自分の人生を自分で切り拓いて生きていく力」を育成する必要があること、先の中教審答申において示された「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを目指すよう求められていること、また、学校教育を取り巻く多様化・複雑化する教育課題への対応が必要となっていること、さらに、管理職の大幅な入れ替わり及び若手教職員の増加により、教育力の継承が喫緊の課題であること等を踏まえ、教職員が「新しい価値と可能性を追求する大津の教育」の実現をめざし、自信と誇りを持って教育に取り組めるようにするとの考えのもと、以下の3つの基本方針を定めるものである。

- 1 明確な構想を持って自主的・自律的な学校経営・学校運営を行い、本市の教育課題および各学校の課題に的確に対処しうる管理職員を適正に配置する。
- 2 各学校や地域の実情に応じて特色ある学校づくりを進め、学校教育目標を達成するための組織体制の確立を図る。
- 3 教職員が豊富な経験を積み力量を高めることができるよう、様々な教育環境の学校への異動を促進する。

教職員の人事異動は、これら3つの基本方針の主旨に沿って、校長の具申を可能な限り尊重し、適材を適所に配置したいと考えている。また、校長として明確な人事異動構想を描き、積極的な学校経営を推進するために、参考として人事異動における具体的事項を定めている。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第46号 令和6年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針を定めることに関する臨時代理について

## 【説 明】

○野村人事課長 令和6年度大津市立幼稚園教職員人事異動に関する基本方針を定めることについて、教育委員会を開く時間がなく教育長が臨時に代理したため、委員会の承認を求めるものである。

近年、幼児教育を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、様々な家庭状況への対応、個々の教育ニーズに合わせた特別支援教育の充実など、多くの課題への対応が求められている。

本市で培われてきた遊びを通して子どもの主体性を育む幼稚園教育の理念や文化を継承し、先の中教審答申で求められた「令和の日本型学校教育」の構築に向け、質の高い幼児期の教育の推進が重要であると考えている。

また、役職定年による園長の大幅な入れ替わりに伴い、安定的な組織運営と教育力の継承が喫緊の課題である。中堅教職員の園経営能力の育成や若手教職員の主体的な園運営への参画等、現場での人材育成を計画的に行い、教職員一人一人の資質向上を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、教職員が「新しい価値と可能性を追求する大津の教育」の実現を目指し、自信と誇りを持って取り組めるよう、以下の3項目を基本方針とした。

- 1 明確な構想を持って自主的・自律的な園経営を行い、本市の教育課題及び各園の課題に的確に対処しうる園長を適正に配置する。
- 2 これからの大津市立幼稚園・保育園のあり方を踏まえ、各園や地域の実情に応じて特色ある幼稚園づくりを進めるとともに、幼稚園教育目標を達成するための組織体制の確立を図る。
- 3 教職員が豊富な経験を積み力量を高めることができるよう、様々な環境の幼稚園への異動を促進する。異動にあたっては、適材を適所に配置するように努め、その能力の発揮を通して組織の刷新・充実を図る。

現在、教職員の構成については、中堅の教職員が少なく、30歳代には10人の産育休者も含まれている。保育の要といわれる中堅教職員の担任が不足しているのが現状である。来年度は、7名の新規採用予定者がいることにより、今後も組織の充実及び人材の育成に努めていきたいと考えている。参考として、人事異動における具体的事項を定めている。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

## ○議案第47号 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 【説 明】

○長堀幼保支援課長 規則改正の内容としては、これまで市立幼稚園における区域外通園について、学校教育法施行令の規定により小学校及び中学校において認められている区域外就学に準じた扱いとしていたが、今般、市立幼稚園の区域外通園について規則に明記するものである。

なお、運用等についてはこれまでどおりであり、変更はない。

### 【質 疑】

- 田村委員 これまで、幼稚園への住所地外への就園は認めていなかったということか。
- 長堀幼保支援課長 小・中学校の規定に準じて取扱いはしてきた。幼稚園については明文化された規定がないことから、今回規則に明記するものである。
- 田村委員 実際にはDV等で区域外就園となることが多いかと想像する。今回、規則に明記

するということで、具体的にどういったケースで区域外就園を認めるかという基準を持って事務に当たってほしい。

- 壽委員 条文の中で、「別に定めるところにより」となっているが、これは具体的には何を指しているのか。
- 長堀幼保支援課長 要綱である。
- 壽委員 田村委員の意見と重なるが、区域外就園を認める理由として想定しているものを教えてほしい。
- 長堀幼保支援課長 転居したが最終学年であり残りわずかであるため元の園への就園を継続するケース、転居予定者があらかじめ転居先の園に就園するケース、DV等の理由により住所地外の園に就園するケース等がある。

**【採 決】** 可決

#### ○議案第48号 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会委員の委嘱について

##### **【説 明】**

- 沖本児童生徒支援課長 教育委員会の附属機関である「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」、いわゆる第三者調査委員会の現委員の2年の任期が、令和5年12月31日で満了することに伴い、新たに5人の委員を委嘱するものである。新委員の任期は、令和6年1月1日から令和7年12月31日までとなる。

「大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針」において、附属機関の委員は連続して3期又は10年のいずれか短い期間を超えないこととされているが、専門的な知識・経験を持つ特定のものを用いる必要がある場合を除くとされている。今回3期を超えて委嘱する委員については、その専門的な知識・経験が本委員会の調査審議に必要であることから、引き続き委嘱するものである。

##### **【質 疑】**

- 壽委員 各分野の専門性をお持ちの方々が名を連ねているが、児童精神科医が入る余地があるのではないか。
- 沖本児童生徒支援課長 児童精神科医については、日程も合いにくく、委員として委嘱するのは難しいのが現状である。ただし、必要に応じて調査員として入っていただくことはある。

**【採 決】** 可決

閉会 教育長が12月定例会の閉会を宣言